

今後にそなえる事業承継セミナー ～第三者承継という選択肢を知ろう！～

経営者の高齢化と後継者不足から、業績に関わらず廃業する事業者が増えつつあります。

これまで築き上げてきた事業をご自身の代限りにすることも一つの選択肢ですが、その実績や思いを次世代につなぐ事業承継という選択肢があります。

本セミナーでは、第三者承継に焦点を当て、そのプロセスや事例を紹介します。基調講演の他、実際に第三者承継をされた方をお招きし、承継の可能性を探るトークセッションも行います。

●対象者…事業承継とはどんなものか知りたい方
事業の後継者が決まっていない方
事業承継を検討されている方

●開催日…令和7年1月15日(水)

●時間…15:00～17:00(開場14:30)

●場所…世田谷産業プラザ3階 大小会議室
(世田谷区太子堂2-16-7)

●受講料…無料

●定員…30名(先着順)

右の二次元コードからお申し込みください。



お問合せ 世田谷区 経済産業部 経済課
TEL: 03-3411-6644

HP: <https://relay.town/local/tokyo/setagaya>



健康経営セミナーのご案内 中小規模事業所だからこそ!

明日から実践したいメンタルヘルス対策

従業員の健康管理は、今や経営にとって欠かせない要素です。本セミナーを通じて、従業員の健康づくりについて考えてみませんか?

精神科医による講演

- ・働く人に多いメンタルヘルスの課題
- ・職場の体制づくりのポイント
- ・メンタル不調がみられる従業員への対応 など

健康経営に取り組む区内事業所からの報告

- ・健康経営に取り組んだきっかけ
- ・実際の取組内容
- ・取組による効果 など

●日時…令和7年1月29日(水) 18:30～20:30

●開催方法…Zoomウェビナー(後日、アーカイブ配信あり)

●講師…おおの ゆたか 大野 裕 氏(一般社団法人認知行動療法研修開発センター理事長、精神科医)

●対象…区内事業所の事業主および労務管理担当者

●参加費…無料(データ通信料は参加者負担)

●申込方法…区HPの申請フォームより申し込み

●主催…世田谷区

●協力…全国健康保険協会(協会けんぽ)東京支部、世田谷区地域・職域連携推進連絡会

お問合せ 世田谷保健所 健康企画課
TEL: 03-5432-2354

HP: <https://www.city.setagaya.lg.jp/02013/20697.html>



令和6年10月1日から東京都最低賃金が 時間額1,163円に改正されました

都内で労働者を使用する全ての事業場および同事業場で働く全ての労働者(都内の事業場に派遣中の労働者を含む)に適用されます。

詳しくは、二次元コードより東京労働局のホームページをご覧ください。

お問合せ 東京労働局賃金課 TEL: 03-3512-1614
渋谷労働基準監督署 FAX: 03-3780-6595
東京働き方改革推進支援センター
TEL: 0120-232-865
HP: <https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/>



確定申告書作成会場開設のお知らせ

世田谷・北沢・玉川税務署では、所得税および復興特別所得税、贈与税、個人消費税の申告書作成会場をベルサール渋谷ファーストに開設します。この会場では、原則、ご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます。

●会場…ベルサール渋谷ファースト 2階

(渋谷区東1-2-20 住友不動産渋谷ファーストタワー2階)

●開設期間…令和7年2月17日(月)～3月17日(月)

(土日・祝日を除く。ただし、3月2日(日)は開場します。)

●受付時間…8:30～16:00まで(相談は9:15開始)

※上記期間中、各税務署内では申告書の作成・相談は行っておりません。

※入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。

※申告書作成会場には、駐車場および駐輪場はありません。ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

※申告書等の提出のみの場合は、管轄の税務署に提出してください。(郵送可)

お問合せ 世田谷税務署 TEL: 03-6758-6900(代表)
北沢税務署 TEL: 03-3322-3271(代表)
玉川税務署 TEL: 03-3700-4131(代表)
HP: <https://www.nta.go.jp/>



国税庁 HP

マル経融資のご案内

マル経融資(小規模事業者経営改善資金)は小規模事業者の皆様の経営をバックアップするため、商工会議所の推薦に基づき、無担保・保証人不要で、融資される日本政策金融公庫の融資制度です。

〔マル経融資〕

●融資限度額 ⇒ 2,000万円

●返済期間 ⇒ 運転資金: 7年以内・設備資金: 10年以内

●担保・保証人 ⇒ 不要(保証協会の保証も不要です)

●融資利率 ⇒ 1.45% (2024年11月1日現在)

※世田谷区から、最長3年間支払利率の30%の利子補給金が支給されます。(利子補給制度には一定の要件があります)

※利率は金融情勢により変わることがあります。

※限度額の取り扱いについてはお問い合わせください。

※条件等は、変更となる場合があります。

詳しくは、東京商工会議所世田谷支部まで。

お問合せ 東京商工会議所世田谷支部
TEL: 03-3413-1461

